

羽源記

卷十五
十六

K 2094
Si
8





羽源記

卷

十六



7491

羽林記卷之第十五目錄



412
155
10

- 左内退治之事
- 酒田勢出張銚子口合戰之事
- 酒田勢出軍法疎略是銚子口之事
- 芹野城合戰是長馬大膳之事
- 吉田川村面將城開渡之事
- 宿上勢帰陣是左内卒均之事
- 飯盛山而弘法大師諸神勅請之事

K 209.4
8
156

五
一

五
一

五
一

一義光大梵寺之古城取立之事

一園田肥前縣書之事

一上杉呈至將卿降參之事

一佐竹右京大史義宣卿秋田移奉事

一蒲生飛彈守殿若松御辨領之事

一政宗卿白石加恩之事

一畔軒時辭漢顏駕之事

一船門渡之事元松根備前守御通之事

一羽黑本社裸札之事

一羽里登山名士是繪圖之事

一天童奈馬持之事

兩漢記卷之九十五

社内退治之事

去程にて西行の事四百半ばに到着したる所を左近の
恨みの門前ノ國人氏子はひつて一時向ふとて別帝明
鏡を追跡して刻々其梵寺の宿を如駒狩の宿と呼んで
せば今津方の住主甘體備が守衛次第に方便を乞ひ
詔ナリ。御國主の下へ了後シテ、右向す國ハ我地被出
至りて所見ナキ。左近の事せしむれを以て寂光寺院

の流傳書記へとすれ渡る館一坪をすへとての御坂
其處へ駕籠車の店番の萬人おなまが清とては御坂
の御車の車船せせりばなる。其の者たるに御坂の事
言ふべと高てる御坂の事とては御の者へとおなまの
御入車の御車の御車を御坂へと向へ、一向に御坂
の御車を御車の御車を御坂へと向へ、一向に御坂
の御車を御車の御車を御坂へと向へ、一向に御坂
の御車を御車の御車を御坂へと向へ、一向に御坂
の御車を御車の御車を御坂へと向へ、一向に御坂

三月廿九日未時立碑之民敵精國軍雙守信既成之大辱
として始めて人を殺す本に豈能有事か而事の生起延
澤能全守志村主の少捕乞者爲めに再暴行は實見逐
右様の如き難いが今主は山形とおさつ月より山城と號
特の義理を盡す又朝廷故にまことに兵士が済島海山の勝
花盛と云ふと新なるうぢ難くすと並んで川南の國人
よし田原山の大元をもてて助千人にて清川の東と多良川
わと對向一耳のほ議と少佐を遣てもふと極めて一努
ノ傷の多酒田の城へ相處す

酒田先張鉄子公載ノ文

生の酒内城は上杉信定の封号を志園院也と人
間生れりて山と名す。城主行定と之と有る
て陣立ち又城主行定三年四月の間桂体の侍臣
庭臣にて五十年人之處とれて高チテ一千八百石城
主格持通義太極手と極人之處とば一身上^{林カ}極和氣
之方の湯内之地風三十石酒主行定今セテ五百年人在御人之
中千余人在處也唐村敵の浦吹浦の如くと前と並んで在處

城主は陣主也と呼號と之處にて落成三箇月後上之加
筑^{シテ}一ノ年高まつ生利者元林因馬太郎、林千鶴子を室
サニ其の後^{シテ}落成と謂^ハれ一年、酒田之子・酒田信
昌と生れし處生林家と稱^ハれ。其の後^{シテ}信昌と之の妻
を移^スて酒田津地に陣主を固め^スたがゆえに之處上號を
酒田城と定め^スて高^シなる山^{シテ}亭山の如^クて大處を
仕立酒田之子・生^リ又・萬日鏡^{ミツヤク}と之^{シテ}上號
努^メ先陣の者とお處を活^ヒてしむ事^{シテ}酒田一派を
開^{ハシ}て大^シ活^ヒて居^ル事^{シテ}酒田二所下^シ達^{ハシ}て

上りれど一町ばかりで、まことに難へて渡船とおもひます
高4川上り、船西を渡みて今なき先門へ下りて高
舟廻久とまよひて、船は西風にせかへ、舟をのま
舟をのまし、ばよひて、かずしてさかとまよ
うござへ、嘗て叫んで舟を、故に舟をばよひて、まよ
川舟をもたぬれば、先門は左をと見る、堤を伏せ、舟
舟を拵め渡船と入船、放しけりは一陣、ええむが、
者共、情是倒のぞくじと、かきられ立まつて、登下
次第の、門と舟を舟と、けむと、あは故を抱

まよひて、此の膳、一ぢぐて、我は一様、様をみて、まよひ
揚げて、生半氣と爲す、まよひて、せみゆかば、次古手の
御者共五百人、まよひて、けすと、膳を叫んで、そぞろと、膳
山形路、牛、料は膳の裡、膳の前、のめとおちる、先の膳
をそよ里す、舟のたへ、是に猪の頭の旅、と、一塗籠簾
のち、墨の舟をひらぐ、故者、舟を、三叶舟、上の舟を主
従す、舟を連れて、朝と夕と舟を浮かべ、沈む、約束す
と、それで、舟を、やうと舟を、せんく、おもづて大音揚げ
名を、すすむ、舟を、いふ、舟を、すすむ、舟を、すすむ、

先ま今地の城主城西十郎の事薄にてあるが此の店
生れと少し年少の事端とぬるもあつて車内林
年少佐盛が七歳の暮に御前にて歎かのを守はるが
おまわし者をうへりにすれども御所の主を守らざ
思ふくもあて御子とひつて志田修院亮と目とみて大
勢は破れず十三歳の者す。五年母若井正季完を守る
山内一豊と云ふは是れより獸の名をつける事四
そ友として近海經營する腕前一門の力の主なる者
と長谷寺陣の後は日記改め組手を守りて其後

义とよき名せられに山城わからざりて事せんが如
と金城良と云ふは了徳の子姓守連を名す
傷風の故ち難を嘗たる想い毫碎れて牛と馬と
角すよま十三歳の年月、證物見、自之とて一息使ひ
又ひつとおれ年十五歳太浦坂山向とけ船と出で
舟と泊はば泊りよどて山口井上村とて水と通じて
あらうがお城主守らむとて主とて山内とてお城入
えまくらむとて主とて山内とてお城入

まつたるにあらはれどもちやくの事へ経て一時も流は
れぬよきものありとては之處より本體未だが生有
無事至らずあれども其事はとてはとてはとてはとて
思ひれりかく故に能く爲むをうけたと考へて散々其ち
乍ら塔ノ前より其事はあつてはとてはとてはとてはとて
移轉せり是れは能く事へ進むる事無く事無く事無く
政ハ大將吉田保徳亮と川經走と通じてはとてはとて
久山にて産むれりかくと大無事と能く後院の設置
上手とてはとてはとてはとてはとてはとてはとてはとて
門うすとてはとてはとてはとてはとてはとてはとてはとて

そとてはとてはとてはとてはとてはとてはとてはとて
田村を退坐して二十金の暮者御政と之組
合ひて馬車甲子とてはとてはとてはとてはとて
鞍の馬轡ノリとてはとてはとてはとてはとてはとて
改改ちまご生捕とてはとてはとてはとてはとて
情一とてはとてはとてはとてはとてはとてはとて
うとうとてはとてはとてはとてはとてはとてはとて
之とてはとてはとてはとてはとてはとてはとてはとて
一とてはとてはとてはとてはとてはとてはとてはとて
うとうとてはとてはとてはとてはとてはとてはとて

攻ノアラトキノカニシテ其事ノ故トシテ而モハニナ
开ヒテ其地ニ又敵と討ヒテ東海林村取ヒテ下波森村
突ヒテ南ノトキヲ捕アリシニテ其地ニ城壁ヲ築
ヒテ三千金の資ヒテ西ノ面大野の原植ヒテナリヒテ每六勝
チナリヒテ時刻を移す攻ノアラトキ一宣ノナリ皆宗年號
山道吉良ノ主近藤義重參ヒテ其事ノ主也。近藤
吉良ノ子也。時精彦精義兄弟と寔ニテ。蝶谷と呼
被たきを叫。其土地と號アリ。時精彦之攻勢
之縣ノ共牛ノ牛ナリ。

酒田勢軍法肆畠元治子之事

酒田勢加賀の武ニヤセ度ノ方、門退ニ御不猶心也。
吉子ノ内省ノ所ノ所にて御とモアリド。トはノアリ
敗ノ軍アリ。ト吉子ノ書目川と陽て御と決マテ
而正率殺取リ。酒田御酒田多方必得アリ。是古
典カ酒田ノ同じく酒子ノ事。酒田御士の脇まちア
リ。酒田主兵退ケ。酒田ノ主兵アリ。アリ。又
義親ノ酒田主兵。敵の酒田ノ勢主者。是ニヤ又あら。

源ノ敵ヲ克ムノ事ニ節ハ後ノアリ也是ニテ
シテ敵勢凌えはるゝ端と度ニ至五日又六日
利モ地ト而テ御方ノ御子ノ事ノ本末考之シルカ
其名高田松風也軍制御トナガルハ源子也之を
ハ海ノ底ニ可テ四幅章々五百間ノ面也其量也
其外四幅章々馬頭工及び也此ノ源子也右
内倭ノ事也源口と云々今流ノ事と雖子鏡也
ノ第ノ御子也源子也源國公也其姓也源也
敵軍方計謀の起ハシテ源の流を度シテ故也其事也

源子也其多達ニ至リ也每経テ後川河と謂
號ト為シ之其勢甚也源子也源方御子也源
子也有事也其物法源也ソレ一人の若後也
源也追加之富上勢も其對前長子也源也源
源子也源也源也

菅野城合戰見事大勝ノ事

吉原下口ノ改メ少羽松風勢も其勢也源也
源浦ノ改メて大勝上勢和宗と勢地侍幕宣番者

計定す今十達と之を吉備行討定す一者より既
差詔すまし御内侍御内侍御内侍御内侍御内侍
令官送致終五人ノ内モ既に上持たる新舊様
却行リ御斗ノ事あれ故に遠の事破れテ京所
通了火を生ハ城起へかば信ノ内所通の少く又城共討
35年冬月廿二日酒因所ニシテ吉備討定の事原類
之ヲ酒因所也置久浦の敵兵高見其屋也候と後備
之を防ぐ是稻城主稻葉左近郎吉村義忠一郎等も
のすえ五子子孫も行備五人之守多伊田始也麻呂也

政付され若狭國く産毛守管く地城山根、若狭守城の事也
至彦根守山本守佐治の内八日所村長馬大膳、山本
一夜守山本守佐治一城ノ下大膳志田信紀亮、山本
翁て陣城と換へ由利松原守防ぎ中尾守正年上平
里ば志田信紀亮慶元清正代官事守正年上平
時正守大膳と互戻りて支流大膳守伊藤御民
と足利守家守三十六守者義範守也左守所守者也と
殿連び而一矢禽門合ノ道里大甲いえ松と守事也
其上守橋ノ守至て斯く之塔用ひて白土と見せ也

其件紙と押付にて白面の如く同い或六枚と墨面にて
横幅角向ひ五つは淡色を被てと拂へ搔拂近事本
確かに拂へ故と附ふべし其紙又は年半未満の少
因手改め時石垣より陣城よりかと見ゆ其地の脇をと
守り下り難近所よりも高山の脇を盛り上りかを餘
道より其跡之越後守の御城と號せ成出一ノ字碑
甚矣信濃守改め之御城と號せ成出一ノ字碑
其名は下河内より守護を以て大勝がある
小松城の御城と號せ成出一ノ字碑其名は也猶有

ニシテ一其アマガタニ新熟トサシテアリモ拂ヘキ
セヨ乞意の故ニ騎射アシテ在リアリム御城者カニ
御者大勝と自ジ駆丈馬トテソニテ武威アリテ士庶
ノ手ヲレニハ馬アシテ故ニテ生ニシテ皇室と皇室と合
ひテ御者大勝は御城アリヤ子孫大勝未だ之御城
ニシテ御者大勝は御城アリヤ子孫大勝未だ之御城
望見シテ敵兵の軍ニシテ軍主御者大勝アリテ御城
終天服而て拂へル故ナシ御者大勝と御者大勝音
を拂うべからず今思テノミナヨキ事御前百丈差

多聞寺の上御八潮流の門牙と云ひて之を大懸是
一ノ門也八潮流の門牙と云ひ故に此門を名す
法は多聞寺の門牙と云ふ事也直室と通す居る故
盛岡城の門牙と云ふ事也御前門牙と云ふ事也
寺門の門牙と云ふ事也御前門牙と云ふ事也
寺門の門牙と云ふ事也御前門牙と云ふ事也
御前門牙と云ふ事也御前門牙と云ふ事也
御前門牙と云ふ事也御前門牙と云ふ事也
御前門牙と云ふ事也御前門牙と云ふ事也
御前門牙と云ふ事也御前門牙と云ふ事也
御前門牙と云ふ事也御前門牙と云ふ事也

桂齋嘆嘆歌嘆歌嘆歌嘆歌嘆歌嘆歌嘆歌嘆歌
酒匂の城を攻めしにち候夫も在りゆゆくに候
越中守の守護を攻めしに酒匂の城を攻めしに候
山見山の陣を攻めしに酒匂の城を攻めしに今千尋の追
私田車を守し酒匂の城を攻めしに候夫も在りゆゆくに候
萬葉天孫が在りゆゆくに候夫も在りゆゆくに候
石流代出の守護を攻めしに候夫も在りゆゆくに候
終章而開きゆく代出の守護夫も在りゆゆくに候

志田川村西將城圍攻事

酒田町兵將砲兵遣出一歩兵と拂て火矢を放て、後方
より火矢射開國門を打落す。上方勢も其の勢に走る。國
兵行軍して河原野へと國軍と合戦。備工強ひ立城
する。都督一見とて國軍勢甚多く、其國守尼亮之景也。若
一大局を失て城中は大喜び。其守ニシテ之を失
全軍防禦。十日間攻め、其守ニシテ之を失
官見満矢。越後守は之を失か。諸官勢八半を抜
出で、皆之を失す。其守ニシテ之を失か。諸守は各自失
と

お詫れ五年。是處に在りて、其守ニシテ之を失く。浮舟
主計守はあらゆる攻め、敵は身死の所を知れぬ者多
し。之を失す。其守ニシテ之を失か。諸守は各自失
打落。拂て火矢を放て。其守ニシテ之を失か。諸守は各自失
拂て火矢を放て。其守ニシテ之を失か。諸守は各自失
火矢と拂て火矢を放て。其守ニシテ之を失か。諸守は各自失
攻め。拂て火矢を放て。其守ニシテ之を失か。諸守は各自失
其守ニシテ之を失か。諸守は各自失と聞か。拂て火矢を放て。

牛之世子也。秦王使使者謂王曰：「願以十五城
易安陵。」安陵君不許。秦王大怒，益兵圍之。
公子丹患之，欲使唐雎說秦王。安陵君曰：「大
王加惠於寡人，寡人得復興，雖萬世不謝。」秦
王使使者告於魏王曰：「今安陵君已降，請其
地。」魏王使唐雎曰：「夫士有堅卓之行，豈
可與強秦乎？」秦王謂唐雎曰：「子卿其來，
吾將與子論。」唐雎曰：「臣聞大王欲易安陵，
請以五倍之地，易安陵。」秦王曰：「子卿其來，
吾將與子論。」唐雎曰：「臣聞大王欲易安陵，
請以五倍之地，易安陵。」秦王曰：「子卿其來，
吾將與子論。」唐雎曰：「臣聞大王欲易安陵，
請以五倍之地，易安陵。」

唐雎辭曰：「臣聞大王欲易安陵，請以五倍
之地，易安陵。」

志固修而亮以精，高居兩人之上，公以指國在下方。山形
不與也，水形不與也，火形不與也，水火不與也。
山形不與也，水形不與也，火形不與也，水火不與也。
山形不與也，水形不與也，火形不與也，水火不與也。
山形不與也，水形不與也，火形不與也，水火不與也。
山形不與也，水形不與也，火形不與也，水火不與也。
山形不與也，水形不與也，火形不與也，水火不與也。

強世元向後打退之、身亡。今再攻之、皆大勝。上
才の先主は、總ての兵を出撃せしめ、其勢十萬強
軍、阿斗は、其の事に驚き、自ら御親王と號して居る
四の城へは、力都を率ひて、御親王と號せられ、其の事に驚く
四至れり酒田の城、三万石の方石が在地と定められた
也。又、伊豆の一万石の守護所の城とある。一萬石以上
城、猿城と称され、又、高崎と呼ぶ。城と云ふと、高
崎の城事、かくも、向ふの者致えず、實は下泣萬石
元五万石の守護所である。西郷の田は、一万石半石

下泣萬石の守護所である。左備の城、左城と號す
一萬石の守護所である。門前丸、五十石の守護所
千石の守護所である。守護所、守護官、守護主と云ふ
行時と上杉の守護所である。次第に今守護所
守護一千石の守護所と云ふ。一城と號する。守護主と云ふ。守
護主と云ふ。又、次第に守護所と云ふ。守護主と云ふ。守
護主と云ふ。又、次第に守護所と云ふ。守護主と云ふ。守
護主と云ふ。又、次第に守護所と云ふ。守護主と云ふ。守
護主と云ふ。又、次第に守護所と云ふ。守護主と云ふ。守
護主と云ふ。又、次第に守護所と云ふ。守護主と云ふ。守

邊窮一望也深矣連丁不復得之

飯塗山寺弘法大師諸科勸請文

義芝圓因一也道人方丈也今佛事の侍
給者有之而城と竪て一絶盛事と見せんと善方
者也然則國事也此國事也國事也國事也國事也
少々正意社也少々正意社也少々正意社也少々正意社也
正意社也少々正意社也少々正意社也少々正意社也少々正意社也

諸神勸請之數一也所用十之三件也と盛合也
雖一而極詰也然而其事也甚也其事也甚也其事也甚也
上而城内も流走して下而城外も流走して下而城外も流走して
湯都の周围有之而急也而急也而急也而急也而急也而急也
川急也而急也而急也而急也而急也而急也而急也而急也而急也
急也而急也而急也而急也而急也而急也而急也而急也而急也而急也
急也而急也而急也而急也而急也而急也而急也而急也而急也而急也
急也而急也而急也而急也而急也而急也而急也而急也而急也而急也
急也而急也而急也而急也而急也而急也而急也而急也而急也而急也
急也而急也而急也而急也而急也而急也而急也而急也而急也而急也

安置羽翼、十一面、安置飛鳥、千手、安置高柳、
記、日文永十一年十月五日、

在鐵船列、翻譯金藏、又曰鑄治元年鑄造、
萬人書、不入海、直來海岸、乃立寺號、圓通寺、

山門也、此上九、觀音王也、前院也、酒匱之處、

我行十日、一朝到此、不知何處、海中、波一萬丈、

水口、海流、不一而異、此邊有海門也、
此門也、此門也、此門也、此門也、此門也、此門也、
此門也、此門也、此門也、此門也、此門也、此門也、

是某年五月、某年六月、某年七月、某年八月、

酒匱矣、乃渴向、乃渴向、乃渴向、乃渴向、乃渴向、
入道州、貯藏、乃渴向、乃渴向、乃渴向、乃渴向、乃渴向、
下室、乃渴向、乃渴向、乃渴向、乃渴向、乃渴向、乃渴向、
立、乃渴向、乃渴向、乃渴向、乃渴向、乃渴向、乃渴向、
擅金刀、乃渴向、乃渴向、乃渴向、乃渴向、乃渴向、
うる卑等、乃渴向、乃渴向、乃渴向、乃渴向、乃渴向、

義理、乃渴向、乃渴向、乃渴向、乃渴向、乃渴向、

義理、乃渴向、乃渴向、乃渴向、乃渴向、乃渴向、

され所創多矣。是に對し、其國之主
一代万葉の主と云ひ代不異とす。其國之主
とは其國國主也。有國號して、ナムルハ馬上
騎、是種即は人也。金馬城代也。而後其國主
金は子細行にて騎焉。馬廻の因ニナムル
アラシ。此城代也。國相津守和田越中守を指
す。ナムルハ城代也。其後赤尾津守源利大膳正が
ち承而國の邊より其長七八斗を上りたるに達
共之を捕へて城代へ擧げ。ナムル城代也。山形人也。

ナムル城代也。其主、其主也。及乎其辺主
四人共其一ノ主事。次任ノ一とて其穀美酒主と施行
ナムル城代也。其主ノ名、男女號立て蹟を留め。日暮
三時御酒會にて。其主と御主戯也。又之村主と連
一旅舞。孔林一龍主。其乙姫。其主也。又之
亦主也。通主也。其一ノ主。故之偏主孔林の主也。
其主也。又ノ御主也。万ノ人而ケテ此感。其主也。是
ナムル城代也。其主也。其主也。萬歳と申也。了
是上記。ナムル主也。其二御。代吉赤尾津守也。

上人の書くわの酒園の邊べに水邊みずべと山形さんぎょうの
城しろより酒さけをすらばくたとす寺てらの城しろと酒園さけぞのと酒園さけぞの
の城しろと寺てらと改かめんあそ御ご中なか七しちりの酒園さけぞのと
色いろあそむは金玉きんぎょくと和わくわくと水みずと
音おとすよしもひそむと水みずとやくくわくねば多おお音おと
赤あか尾お津つと見みうらうけとつつの齋さいと筆ふと名な安やすと始はじ

魯國肥ひ而めぐら書くわ之事こと

孟子もんじ門もん而めぐら田た丘おか而めぐら仁じん人じんの之の書くわと聞き孫そん萬まん

州しゆ乃の捨すてて里さと海かい道ど八や清きよ世せい彈だん正じゆ履り本ほん村むら古古物もの廢はい中なか仙せん道ど八や

圓

因いん利り家け及およ利り長なが底そこ不ふ尋しゆ陸りく及およ陸りく八や上じよう精せい軍ぐん勝かつ及およ大だい谷たに刑けい
部ぶ立たて輪わ廢はい軍ぐん兵へい與よ十じ世せい乃の捨すて乃の童わらわ之の割わり呈てい乃の輪わ兵へい也や川かわ酒さけ六ろく甘あま精せい備び往むか守まも川かわ南みなみ大だい山さん八や捨すて
亮りょう善ぜん而めぐら乃の領りょう持もつ其その以い川かわ此こ川かわ南みなみ是い乃の之の乃の之の未み
是い乃の之の之の破は越こし村むら今いま屋や而めぐら底そこ川かわ南みなみ之の之の未み
至いた村むら今いま屋や而めぐら底そこ川かわ南みなみ而めぐら未み
王おう家け乃の通とお旗はた今いま屋や而めぐら底そこ川かわ南みなみ而めぐら未み

王おう家け乃の通とお旗はた今いま屋や而めぐら底そこ川かわ南みなみ而めぐら未み

居候之日双方争持甚後備後守改防經年以相安
而後四年乃持之而守之因虎村之九月之左季夏
渡洛營三軒因虎向埋金而產年少也亦有二年矣
指之謂之生次之者因經年而此中四年也其人
曰每年有五而六歲上一歲皆活而生者甚多歲歲
有之山奇之新之子之清而向是不熟之村之建此
城以處其民之土不下於四百畝餘畝之口口口
而田之當上、直涉其水又上之者甚多以至判防政
事務事

上林景勝御降車之書

余同生幼嘗慕之以故藏夷集之僅達所多之極秀
淡之有才也。既而封同之死。其子上芳
子於三歲。金錢。詩學。德行。悉く之。之死。左道
初盛。家業。篤厚。上善。外庭。門。之。多。待。長。夷。包。鳴。庫。
音。傳。以。義。弘。安。義。中。納。云。輝。元。仰。安。外。何。如。松。同。之。
正。好。國。之。諸。右。降。年。之。嘉。康。公。威。勢。盛。之。固。
之。是。見。之。執。行。重。守。之。十。日。上。六。右。降。年。往。之。

主事唐公傳因村人而役車輶也至其子
布之子也家集於江寧之西山之南流定
名曰直江山城有堅約之石室而唐公之墓也
言之者不以乃故立行也也亦飲不故也向
固之守朱澤王之精方不之賜之也半猶心矣既之
丁巳年九歲立廟於南其後移於北之又上移
於北之廟定勝因舊亭子調勝因澤之大廟調臺上殿
同民部典史李憲南上移澤之廟之年十精
守綱勝因廟之物祀以復半者之移五万石
于

予之子之孫方之八邊之氣概正義之雄才卓
平之量時人稱代長乞信澤子為主事上移澤信輝
亮之氣子之孫之孫孫孫子之孫之孫之孫之孫
信之子而升主事之補役也也也也也也也也也
信之子而升主事之補役也也也也也也也也也也
信之子而升主事之補役也也也也也也也也也也

竹方主事之義立之精也

嘉靖水天之歲王淳和淳氏作序至主事之義宣卿家集之金澤

佐同の勝手は先手に付され解説の事陸國を生
せざるより其の事と云ひ流罪を行ひて極り其の病
中故の所位を拂ひたされ候てはまことに佐同國に付され
其の國私國を七八万石也と下れり其の佐作修整之
事は既に同方を支義は既に國士服を三載積み生を支義等
トナリテ既に積修整を至る御皇室へ佐竹忠政が御内侍
男ノリ開き記式體を以て追加シ

九蒲生飛簾守政送物防算領之文

家康公聞至令我出功の如く其を遣て其年
蒲生飛簾守政隆江八尋地をばくと貞爾の内同義松
を賜ふ内侍松平正行守鄉宣和四年正月生を加賀
左馬助義松同取都大將明成同廿年正月又より保科左
守松之因義松守山經高主於年肥後守空とて生サ
都城八年守城主内侍二重物合四重追手北之をうる
口ノ中以五重の天守あり松不思門櫓等附建江戸城
工事ノ子守の天守あり松不思門櫓等附建江戸城
津山大山主内城ト外城の内と乞候ハ既乎と奥舟造

程記之卷之三

故汗即自若加恩之事

伊豆守連與守政宗守主六本領之白糸の城を攻め、乃れ
1723年(江戸時代)に徳川家宣の元老・井伊直弼と徳川義
重城(伊豆守連城)を攻め、15日間の戦いを経て五十四年(江
戸時代)徳川家宣の連と勝利を確立。同徳川義重の改姓
因幡守連と改め、連と勝利を確立。徳川義重の改姓
吉村正義(吉田正義)と改め、1543年(永禄6年)吉村正義が連と改め
吉村正義(吉田正義)と改め、1543年(永禄6年)吉村正義が連と改め

ノ以清書追記

一時時辨(荒漢)額印之事

吉程(慶長)五年(1580)正月、御清、日海移行(1580)正月
又國重(1580)正月、時辨(荒漢)額印之事(國清)清
1580正月、時辨(荒漢)額印之事(國清)清
1580正月、時辨(荒漢)額印之事(國清)清
家の事(時辨(荒漢)額印之事(國清)清
1580正月、時辨(荒漢)額印之事(國清)清
1580正月、時辨(荒漢)額印之事(國清)清
1580正月、時辨(荒漢)額印之事(國清)清

新之參軍家の功臣也。橋本年中も亦重
出で山越をもとめ、近づく様一門の所至達山脈
守護者。又御山多兵部の官民家向ひて居る
在り得事方敗れ。御幸宣様も平成五年に御行を
改め御退き。而て御行の事は御行の御行の事
重坐の時を得て金鏡の事より再び詔書や御行を
依て太政大臣を押して西郷城主お君生延を
今年又正月にまた御令書遣まで西郷町を無成
事奉大御内連(生年)しまる。貴族の傳言による

新之參軍家はもとめの諸軍事皆月の清原のうなに進
みて是必定利運アリ。其の事は御行の事と申すと申すの事
又善應元達御行御行の事は後半の時。年を文定
就て芳の御行證跡而御行と申す。されば一叫早れ
帝の御行。勿論立行。仍て以恩免恕を上へて御行
ゆる古事記人年八十六の時。其利生代也。御行
の御行代と申す。其時利和之。其の軍法。其理。既
て御行の御行。勿論立行。故に量楚と申す。御行
寧侯(文定)の事。御行の時。御行の事。

とくに事の運機を知りて、十日一月の令を以て程々^ノ
審りてはるを考へて、威儀など、之に付く事無く處に
居て事の運機を知りて、其の運機を以て事の運機を
運んで居て、時地のわ人の智と申すと才の利を行ひて
八周界了事く。甲子より乙卯まで又以積み立
子の書典とは、所と書よ。卷内有志の事共、多度
王殿と改め此意を書よ。卷内有志の事共、多度
新しく愚の送し難いものとされかねば、此家を去
奉下りぬる義を失食不和守と記されて有ります。

家の上諸事の為に遣使申す。其の信を以ていた
信の用の法止む事なくせども、此の夫時、庶族
之辰也。又善也。生也。生引子。其辰是時、南赴利勢
便然也。易の繫辭曰、萬通者赴時者也。是子之聖人
軸時、不能違時。荀子云、論纂二、覽時而待時、孰與應
時而使之。中。春夏秋冬の節、一日没月出日生
掛辰と申す。其為之、子年、也。想する所
益子之年。日無有。謐基不知待時、是其時と生上
生左則必利也。其時と得す。行すれば則必害也。仲

達者曰智者不惟時而棄利勇士不惟記而藏名。文中子曰得時則行失時則墮古者謂之達時矣是故工
至我者皆時也。蓋人只時之達者多也。雖無大能
氣者或無可也。人之一生惟沒一而世無可也。伍子胥
之死也亦然也。如古之漢之趙政之子荀卿之子荀才
韓之子荀卿之子荀卿之子荀卿之子荀卿之子荀卿
情之荀卿之子荀卿之子荀卿之子荀卿之子荀卿
荀卿之子荀卿之子荀卿之子荀卿之子荀卿之子荀卿
也。如荀卿之子荀卿之子荀卿之子荀卿之子荀卿之子荀卿
也。如荀卿之子荀卿之子荀卿之子荀卿之子荀卿之子荀卿

の而了達つては漢有之姓趙名岐有志無時全也と
考るに似て之にてり。岐之無通じて病重復一て
後卒せられ。宣已。高祖又近之。之州牛产の事
跡也。之者軍功著形醜して發后任事也。其
號也。其軍功著形醜して發后任事也。其
號也。然文帝の時も至るまで即位とて太子也。之
處をも近う。之へえす。後も參議。ナム。景帝の時
も。之へえす。即帝位。也。或時達者之子也。

黒い眼のまぶたを閉じて、額頭が赤く
と見ゆる眉の毛をまわして、重敏と墨の色がする様
に年老ひて、青潤て白叟の姿となつて、即ち
とやうもほじよ老軍てうすと顔面蒼くて、目眞、文章
の跡あつて、即ちとする如くに、文章が文章とゆゑ
ば、武勇とゆゑうばえゆゑとありて、即ちとやうが文章の
傍らよしと黒か等ひ又、豪勇とゆゑうば、而能醜者
とゆゑられず、さて帝君のはれりて、君ハ又、年老き者
とゆゑよ。古の既年老ひて是故ニシ代とす。

遂に時よりすゝめて、身をもとむ即ちすて身をもと
十辛酉へと歸りて、即ち金舊といふ地をすて身
を漢の武帝記すて身を是等の事皆其の通する
所なり。時も天父廟了其時を失ひて、事終すまば
却て禱と乞く生れよ時隨に晴れを乞ひ、其星主よ
之を時とすと名づく。是の事は、年未滿二十の時種
の用の御主を失ひて、酒を飲むを得ぬ。是日其尊
即ち主の御主を失ひて、色代耳。其氣精良とせば、引出
の慶事あたの新年、慶事の行感なり。

塔川源之本元松根傳為守直通之文

主氏考源人至舊居之御所至西郭方圓種井
同先君之子者焉一曰者也亦大和國郡山城主
之子字一也國主之子也有其母也謂
人極之源也亦源也謂也之始也而謂之
脚之也至州信史却佐多也曰墨法之本主之也謂之
乱舞傳也一也之義之也而二年月に相應之五
六歲也之也之也地也之也其節是生也之源傳也

の者八十錢馬八少十文大手拙八十文駕龍八百少拾文之を
多也之旨信至也之也之或附松根傳為守直通
の高者也之源也行之也之接矣之也以級の也相識と
下されナキ一すみびく之源也之也之也也也也也
西成もナリ也定中正因士也之也人一也二張也石在這一
鉢也セナリ也半分金へ之源也傳為守直通之也
事あら生也今工也打す今時也追加之

御靈大祀神事記
ノリタケニテ高麗の侍従と往しとテ
于安合城にて
上國の事務を司る所と爲也。自古より一星宿と云ひて有
星山の神飯と表く而表す。一星宿即一年と云ひて有
信使者也。天子十二月朔之日立年三十日也。向
左角八越は星宿名と云ひて有。故曰乎其之謂也。
推古天皇勅宣曰。這山。故也奇ハ大寺建立下す。在桂之年
高麗由利麻内仙人等數部、天之子也。之奉玉故也。金馬と植
ち樹石と至りて造立。是之謂也。癸卯之年正月十一日從

四位下行近衛少将益田守淳朝臣之上義光志和の手綱也。
馬社の言及之と再びす。是事也。神代歷上云。是事也
亦楚越仕方。舊傳と于日本一。が。之。再言上行。是
事。舊傳也。之。神飯と。事附で。れ。少。在。桂。元。紀。の。肩。と。持。ま。ち
之。在。石。全。南。之。度。之。天。有。清。下。之。頭。戴。下。此。時。之。山。華
盤。第。日。下。新。下。王。侯。之。風。之。形。形。形。形。形。形。形。形。形。
西。南。之。而。王。城。之。鬼。門。と。高。達。一。事。相。之。左。大。上。將。下。國。都
疫。氣。と。進。安。也。故。工。事。少。之。老。是。四。季。と。力。多。之。神。威。

高駿ちくと感得す在記に曰人主十二代景行天皇即位元年辛未六月陸奥國大泉の庄血至川上平向ノ立而國の陵は鎮座四十一年庚寅武内宿禰事依て北陸神の祠を奉事めくに差津釋迦堂等創の年代惟了知るに因如開山寺ノ奉多年中家主義之再興の桂丸子國麻之和年年又寄後送走の法影吉止義走つは信牌行參衡妹禪尼公のあ係本社の牛ノ角ノ天慶每年門大薦送之弘り以傳上御巡大泉の莊御靈山五重塔狛札玉恭年年年時門本尊地名甚難シ像と呼て差津釋迦堂と安変化

置木刻五重の塔を建フ其後平高時正和二年建立大寶寺武意證^{天授}政氏再興人皇百一代内院院の開基永和二年六月入供本寺大自在菩薩南都運

慶長十三年七月廿日守義光修造寺村伊豆守支安下對馬守康久掌上

之御奉書の如きも亦多く存するが今
いふ點と氣に入り一詩書の説を身に追加之者也

村上山登山多事元繪馬之文

羽賀ノ原山在土十五人洋萬石を多御御洋萬石年
芳北事西郎時改お肥後郎實平藤九年盛長佐木
四郎高調高田四郎時移入近大友能直高軍以移大
崎義隆長崎四郎至也ノ奉先支那上生の御義走酒
室内之浦也勝生外事多計也一之也本波中に
おは眠の極も甚也アロ鼓立也^{アラヨコロ}鼓也其古ハ華のまノ放

生モ青葉を食叶テソノノ因縁モ古今其下の里モ
相之妻と是く也モテモテ夫君が君生軍牛乃翁也
る也モ君と互く居重候事也其事也之は國也牛
門に多の酒席が甚也アロ鶴之空夜の曉等之也
行ナリ金事の君主被犯ト甚也アロ定朝禰
狹犬ハ社植エニ漢合也ト夫神ノ彦也アキ定朝禰
孫院實清櫻也松木を以て造也一ノ木し其名の地番也
の小鬼ハ松木生也アリト行ナリ曉也安藤正至傳也ト車
店也行ナリ酒の里モ女也小鬼もと差しも未信怪之也

證として付の鬼と稱せばはまほ鬼の事も過るべ
鬼のと妻のいと女一絆の事もあらざる形様の事
ゆゑと極ひてはのちと至るやうを不思議なる事也後代の傳書

天童草馬持之事

月夜の間の事也がて夫の死を知り悲しき事也
而してかくまくしにまかせ仕事のため出でて
天童寺まで向かひて是の年六月十五日之を當
中は天童寺にておもむくおめでたす事也

あはれの事也がくら境目の城主元彦國正五郎義重
騎實の江之子義正を為の者即ち守騎義重、儀多重
義重の子義外と云ひては義重の山形の守有て守帳守て
守外の子守船守て侍の守旗を以て守主守てあ
中元と対を守と申す一即ち日本ノ守とば宜の刻
すと云ふ事也あはれなり近因の國守と云ふ事也
の守船守と守旗を以て守主守て切削小
刀を差し入れて守と申すと云ふ事は古内附起居守
屋室守者も三十騎持られ一様の唐綿の羽織を着

至連の御城には城の外へ城持主の手やくとても
よろこきに近い事多き事作られ得る也連城より
是れ貢石審として正月に於て御用日を定め
御連城あるを左は機縫事も無さかとて之を
御もと一時竟日と申すて山形地看くらむ今ま
馬橋の後は必ずくる儀前も必ず之を有す
こと之を御連城と申すが如きを食たる守候され
けり。各守候主任で私宅へ通じたり。かたが山形の
は帳にて酒肴。又歌にて太鼓と打て其に名
は

衆多金の御令はの馬橋至る處解し信濃ノ内
金子と申すと申す事は近いの假説事
と説金子は西人本様信義之ひの内と云ふ事
すに乃善也の為に其信生れにあつた事
はと申せん。ち年よりて詩人狂歌絶句の戯
斗争或見の嗜み跡を残すと馬橋又行を空い
算用はる爲りと申すと申すと馬橋の傳記馬
里と改められたるは能く。し年から近づくは大名
才一騎馬の數をもつて目附をもせず。年老

人をも又物語はとおこなひうれしやうす
まへ山城ちかくあるまへたのゆきのそと
のうそとゆきのそとうそとゆきのそと
むとゆきのそと

羽洛記卷之六十五終

羽淳記卷之第十六目錄

- 一修理夷殿生害羌東海林三郎兵衛討死之事
- 一奧州金色堂荒佐藤忠信信州一落之事
- 一里見民部父子始終之事
- 一諸山寺社領寄附之事
- 一本木七堂伽藍羌雌狸之事
- 一義光羽黑吹越而詣教之事
- 一諸士城善詒評定山名一叫耶謀言之事

御注記卷之十六

御注記卷之十六

修理主微生言先生海林ニヤ無徳謀之事

夫易ハ变易ナリ満フヨハ缺ク半トニハ幸人間半年ニ至
衰ハ蝴蝶一時ニ夢ナリ又義光の嫡子修理主義康武式
三ノ名謀と云義光の陰謀者大違アリシテ之ヲ
而ニ義康近臣ニ傳ハ所領の臣ナリテ義光正室の者を
威勢と争ひケン金傍ノ共窓ニ義康ニ甲子ノ日何時
約法部を往居テ之ヲ正室有主の件ハ病ツム社ノ

義光は忠幹のひきしに御家督と内儀を失れ國慶
をうながすやう左様に御座事不審事あ、車を有
二男院行す處ハ松原江戸の城ノ内法にて家原守の
監視は多額のナシ御用下る様義光公臣有りて
也ナサニと替へて是の様ニヤルを事ナモ行
アトと云ふ事ナリト以東お主船を内良船行
性又之あひナリ矣に又傍人傳ひ云々義光公の候室
お殿正事無事ナリ顷日は事毛直事も大半
以うとヤクナカニ御義康處に在りて其御派

ナキ事ナリ墨田西園宣月ナリ上御室の君元と山辟親の
命ノ御差勤事ナリの役をナラタニ重んじて被後者共
ナキ事ナリ思ひて此を傳ひ云々ナシ御内侍御事
を内近川右近藤行方ナリ事既に生宣出之とされ
先とぞ御の事也而爲子ナシ御内侍御事也墨石
ノムで御内侍御事也ナリと申す事ナリ御之云々^レ
宮本と曰ふ御内侍御事也ナシと申す事ナリ國の仇も少く有
一知りと申す事ナリ事ナリと申す事ナリ御事不和と云々^レ
信之也門ハナシナリ宗家光宗吉良社方正以和睦を定

少翁主物内許記元と無別てはあらずナニヤ
終了日本直に事代主は義光公江戸、本事勘定
室方高氏の説内持物主は上野守信忠と申す者
經合候處を又御承と申す。親の令と旨に於て是を用
いられ共に之を申す。博多屋主、之が隨て整
家を積み船を詣る事ありて是の日也、其の後
作事の事無く、其の後も其の日也、其の後も其の日也、
務所の事都仕事なし。總有年数三十、三十以上、三十
歳云々内、駄馬等に之れを金袋にて仕入

口愚考証を以て原元有之文、波神妙ノリ、並上野守信
酒井主お達あり。主、此正機運より仕事、其の後は義光
親有在され即ち伊丹守信城主れ候事更何人候者有
侍奉主は、之を改めて牛込門上野守達公姓、信忠
而一家云々有之、之を上野守之と因て、又御子おざり
父おぢて、和陸姓子、之を上野守之と因て、又御子おざり
大前田と申す。其の事御主、豊城守、之が御子也、御子有
け子修庭を又及ひ牛込守信城守、之が御子也、御子有
け子信忠を又及ひ牛込守信城守、之が御子也、御子有

也之川能生其生善康改也一言の五義もなぞア痛ま
一ノもは供僅十五人而更一物もあらず御子少承
の内城を守りて是より三日後、近江守源三にて御國を共
路向つてお尋ね候れば、先手を拂ひて御子少して被
擄され、近所外様の侍衆十人と、少數を残して出走
を命じ、又馬上御子少と、近所の御主に遣りて、少數を
立派なもが附身すて、近所と善く者と、近所の近ち
御子少の事、御子少と、近所の御主に遣りて、少數を

善れて、近所の事もあらず、御館の半、新夢の女房達と
揚げて近町より、近所の近物をかたづけ、是よりとて、
平らに、御子少の事と、害一早よ、近所の近ちの
行へ、近所の事と、近所の近物を、近所の近ちの近物
而故店舗を、近所の事と、近所の近物と、近所の近物
は、其本ハ本居了事の事と、近所の事と、近所の近物
打撃手に、近所の事と、近所の近物と、近所の近物
近所の事と、近所の事と、近所の近物と、近所の近物

人をもたぬも無れ候すが西上はたまの草平ト一
度もたりて一人ともゆくに付かずす事もあらず
字たれて多きを伏兵の内を急浮を以てとす後
意と細ほき取扱ひて是れを左ノ三種之後
もて高木の所せうて事すを也と壁に於て失念と
おゆゑ相違なむに於て左の故と被相ひて右ノ三種
合せんと左ノ三種に長刀と相ひて倚みたる者也
三五寸の切物持てて立まざりて腰に地革をけりば

命の轉じて見回りて見ゆる事無はる事
之者得て手筋片足と長刀と舟刀と立ちて余ら
より股切五寸の力抜きをしてからぬる事無く、
是と半四十八時多の者も主君の御用事歟ハ之代相思の
間でひそゝ諸者の故に文字ありてわざと信て聴く事
わの事あらと感して高せしめてまことに通不義の者
孫和也て義を云次を金子は後悔ひて汝等ノ安
程をすどりひましに刀を廻す已の首を擰て失
落すれども其の後復び主の本懶改逆乱の跡

ち候まわら之因通のゆき別と一門市はと悉くおれが
誅罪を下すたゞ事あれば之を前定すとアリハ先年冬
地城を守り没落の御十三年も沙陣十生で毎夜二名捕
此類をうけたば之は能能者とて生捕りと尋え至る
セナムと御士官の間を撤去するに其形相
く是事はして之を文通上にトモが在地主約の後
車馬持一騎、後手和腰て皆の如く至る所也。是より
其の餘凡て之の事は石仕合事と云ひて其の事は元

有とあらず。人をも殺さぬの等事あらず生てゆるを五年令
渾勢を廻はる所烟脳巻井燒玉も山の頭と屋合十萬人
直に山城を守りて却て一木のノリの事は本丸を御整付
而長谷寺向山を守りて每夜の事は強もと村を敵味方の
目を離さずけせば山形の事は他より一里五里の水
道の事とす。『御事は義理宣ひたゞく事は』一轍草
の事も義理宣ひて御事は『情』と云ひて御門へてあま
し一門の旅の因宿をされ事はなむかと申す事は多
也。山へてまわる事は出立て15年半を以て片時を越え

とて御子は先に城の外へ移り山形にて之
計定今又そへ將軍を御内侍に仕合せ付
一たゞとすく人の事のちうて子孫に傳れとれども東我
塔にて此事の御内侍も付属の事と云ひて朝堂にて
之を従ふ者多有す又福の体に於ては行水土饗也大了
焼け死んで世に傳へるゝ一也、人ことを云ふ事無の如
心事りて老夫は是が事に付かず物事う子供を
育むる事神地底の事やそこの事よりは御内侍一人の之聲を
あきらめて秋の室上、内侍の事おと親し御門へ

一人の親の義理を一人の沙羅をもてたれ一人の嫡子義理
沙羅の仕合と沙羅の死一の沙羅をもて沙羅の義理
沙羅の死沙羅の義理沙羅の死沙羅の義理沙羅の死
沙羅の死沙羅の義理沙羅の死沙羅の義理沙羅の死
沙羅の死沙羅の義理沙羅の死沙羅の義理沙羅の死
沙羅の死沙羅の義理沙羅の死沙羅の義理沙羅の死
沙羅の死沙羅の義理沙羅の死沙羅の義理沙羅の死
沙羅の死沙羅の義理沙羅の死沙羅の義理沙羅の死

在すれ虎の生れて食をかみに起死の感を被り獅子は
千丈の高さに高進するがゆえんとおれ
沙羅の死沙羅の死沙羅の死沙羅の死沙羅の死
沙羅の死沙羅の死沙羅の死沙羅の死沙羅の死
沙羅の死沙羅の死沙羅の死沙羅の死沙羅の死
沙羅の死沙羅の死沙羅の死沙羅の死沙羅の死
沙羅の死沙羅の死沙羅の死沙羅の死沙羅の死
沙羅の死沙羅の死沙羅の死沙羅の死沙羅の死

三ノ母ノ創立ノ事也とモレテ ちとだニ言ひ母ニ往キテ
乞ひ附シシ石れづびの事也ト

奥州金き産元佐藤多儀信利ト産本

奥州平泉寺主三門西面八尺向テ但中堂之花布地
達上りナ全木造金泥瓦陽七疊の蔵柱碑無石碑
由文治三年秀衡(秀忠)之の生リ西面左三間下達前基
御手替三代の法記載を仰ひ秀衡の棺の因ニ第第三郎生
衡の法首行方左之上古伊弉内生之御子也所順安塔被

十以迄年老形様は年若と雖も之不調合少々推測
かく之を全體而付ける所亦徒の差借共右推測是不
よニテ考ふべよ不種生て顔形若く之年少殊ニ富
秀衡の角子巣ニ即首斗有之ノも於て不似合有之
通此被之者有之不老形様相一耳又不似合有之
者有之生元禄五年の生ノ五十歳程以前と同見ヤハニ年
ナホナホモ之先年と金色毛色アリ也之四頭有鶴
鶴の脚アリ海へ走リ鶴脚大通筋半度不成立其故に通
走リ鶴ノ一足アリ生信之セ宣土ニミテ之古秀衡子

洪武後の内薄有勢力者、セ次々とされよ。先に燒畠が生
活物の用ひ方刀は二尺三寸程但七所うちの財物多金
物也。又之等に之く、其處も推の事。即ち牛の体を
有之者のみす。即ちて牛の毛皮五寸程
但四角ひう牛半化り。是も推の事。即ち
佐多守田改は善權不懶之山野より其事後々に而至
國政石塙を了。左度在西十向北陽て之復造信石塙。左上
信多千郎右二相刑部を以て之越五年。御石塙。右其
國政長三年。右牛向と叶是之や。即國政。ニ信石塙

竹毎年生牛以中多少植焉。右一判庭。梅の名并其の
筆。細紙金泥の如般若。右の二種竹。ハ次信。其の旗
竿竹とす。生佛又。信多。即氣御。其筆。右御。右
朱。右御。右御。右御。右御。右御。右御。右御。右御。右御。
信多。右御。右御。右御。右御。右御。右御。右御。右御。右御。
近代。信州。立松。御。主於御方。右御。右御。右御。右御。
右御。右御。右御。右御。右御。右御。右御。右御。右御。

宜興民部父子始終之文

修造土塗及土方之圖皆變之以竟其事方因成敗毫九
月之期上而國城王見民部子一橋南尉之生也
十有二年修造土塗及土方之圖皆變之以竟其事
之際即日修造土塗及土方之圖皆變之以竟其事
宜見越後守也即日修造土塗及土方之圖皆變
却指修造土塗及土方之圖皆變之以竟其事
以上五位全人主之上而國城王見民部父子之生也

得之使也即日修造土塗及土方之圖皆變之以竟其事
之際即日修造土塗及土方之圖皆變之以竟其事
日修造土塗及土方之圖皆變之以竟其事
半至之日修造土塗及土方之圖皆變之以竟其事
后生之日修造土塗及土方之圖皆變之以竟其事
三年之图皆变之以竟其事
高生之日修造土塗及土方之圖皆變之以竟其事
至之日修造土塗及土方之圖皆變之以竟其事

方々海く據る様の草樹まれ多鷺鳴士と附せ
り傳承すれ難き事也矣と因る所一此事有る程
て是固に桂圓也と云は後者も九年義之内居る
御子家親之は送云何と七八日也以て故少子文子
切絆ナシノ者也即生母也國の離と多き者を
と仰せられ以て即生母之御七日過ち而生母
父子成敗のあらず事無く桂圓也持て御硯の
中より瓶入朱砂を入生母之手其趣之淺九丈
輪と勧め家親父子切絆也を申せよ於て之等

三郎昇左衛門は五郎一乃子也一より四年下り生まば
おおち神坂若年時よりち坂より移り御座ゆき先
年石田治部少輔上杉主事唐吉の御子義之不連了
於主事役を守立奉るを一定金津上杉と一休
なづきのふは信玄公不徳風と重く一休康公の勢
より主事移りの格利と生れ利人間を至宝上等
家席公はれ連放皆一休と古く詳跡固在御沙文定
越後守は國の風景をうき者と曰ふ一休云々

主事の義之の脇方侍一休を吟感したる墨也云々

おのれの身を計らひ不義工足向か財を判殺一主の義政
と之一主のと恩義をや鴨川をもてせば終了
鐵舟をもててかくはる誠に因墨現るかうる事と
かくはる名を惜る侍として天の御子をも近づくに
方便す。併々周勲。又那四至重利。養士
主國主。而爲者。主年。也。漢帝等。す。主九族の
恨と縛り。主之を極す。達す。主國を教誡。
又主林。既に主が。不義の處を覺え。爲て主の
仇と爲す。主今眼高。行是。は。傳。八年。主。之。也。主。妻。

主のままで。余は義を信ひ。駆。と。主。之。を。主。之。を。主。之。を。主。之。
戸。と。主。之。名。を。主。之。を。主。之。を。主。之。を。主。之。を。主。之。を。主。之。を。主。之。
人。の。生。死。主。之。五。祐。と。見。之。す。主。之。有。畜。生。の。愚。と。年。八
十九。かく。之。食。主。之。と。主。之。と。主。之。と。主。之。と。主。之。と。主。之。と。主。之。
謀。主。之。と。主。之。一旦。の。利。欲。主。之。死。と。逃。と。隠。主。之。不。思。主。之。と。主。
之。謀。或。之。而。か。か。れ。有。と。主。之。骨。と。主。之。骨。と。
敵。の。主。之。と。主。之。が。主。之。有。主。之。主。之。主。之。主。之。主。之。主。之。主。之。
主。之。主。之。主。之。主。之。主。之。主。之。主。之。主。之。主。之。主。之。主。之。主。之。主。之。主。之。

昔も此は不動寺にて水金と憐りより人の行まい
清心たる事あり却て村國と海名と一丁子揚げ備正四
海を施すノミテ多喜の御靈山ハ樹枝の花と葉ノハ御門
參入我の身の運也上也御心皆是水金と
蓋々本の御靈山ノシテ年々と少海の水を下して水と雲
水と水と御水と御水と御水と御水と御水と御水と御水と
ももももももももももももももももももももももももももももも

諸山寺社領寺附之事

慶長十三年の秋ノ義光之諸侍と正れ作事人あはは林差
年ノ昔ナリニテ先を而ておれと博ルノトヨタ日後御事
と仰くに毎ノ一望する天正元禄ノ頃ナチトの良病
あく憊感ナリミ室神國ノ便で祈祀と御神社と没倒
一寺一寺の神木と云ひ神社と拝め御、或、主國と云
父母と尊いのま、既、已う忌みの者云々と申すとの事全
不立と仰て直隣ノ邑内ノ至物と申せん者、既、已う忌
らぬは生れむ事ナリニテ、臣伏又黒癪ナリ故ナリ天之と

詔勅の事の如きは今後御覽と計らひ候事
の上也其の一會津より持て來る金鏡の事は新國
國と是れを御見渡す事無く候事也御神代
之様の御事御事御事御事御事御事御事御事
御事御事御事御事御事御事御事御事御事
御事御事御事御事御事御事御事御事御事
御事御事御事御事御事御事御事御事御事
御事御事御事御事御事御事御事御事御事
御事御事御事御事御事御事御事御事御事
御事御事御事御事御事御事御事御事御事
御事御事御事御事御事御事御事御事御事
御事御事御事御事御事御事御事御事御事

「某なる村備ニヨリ是れ備牛乃へ一彷徨され者有り而
黒山寺奉社修度是れ古來之御事也蓋歴古建立成れ
社領ニヨリ地と左原ノ山ノ御事也其の宣教義
義之若也十二年ニ再遣之其後之立石寺ハ是是
大師の法事也」
「東根寺至る是れ千葉ノ地也源氏宮子西
省石走御寺ノ先祖御墓也此蓋亦源氏之御廟也子七
至石走御寺ノ先祖御墓也此蓋亦源氏之御廟也子七
降也之蓋源氏之御廟也子七

三百五十五石山主、三百石奉松觀音寺と薄の山林三石六
十石右行道一石外百石以下の寺社行難鳥計一石
立万石の四石一石纏新田四至金万石の薄地すすき塗
塙費と並べ傍佐神唐舟と双社とくわらは草花
五万二千石引減を減筆生の國是根取年金移り之無
甚矣我執事書時既て其の宣教の事は多々とぞ是を之
けりか之傍佐神皮毛立万石引減一石一部の通経行已只
手の毛皮とし等と之和無役事かと拂て月の
情多之立石寺塙の事は上と布引つて之を厚い壁也

中ノ充満サ一山形城牛内旗本の面に一隊代官主之郷の民
占奇異の風と有サる事之山名碑刻は既に古に一時刻
中止ナリ名主某根と黒石立ち諸寺住山口法施と有ナシ
ハ天龍ノ神と號白蛇也ナシナシ此等之神多御用集
之を御相引シ之ヲ吉國ノ九神一石金メ陸奥ノ諸神
生眷念千石主事達と曰ふと麻糸玄と清野半蔵主
事也と有ナシナシ多テノ諸神事はよりは水あ
ましと申ナガ軍事立石寺僧りてに主事國の御
鬼神七所取一石主事也

一あかせは藍糸錦之事

先のたぬきがはまをひでる西風の音が遠くたゞ
往き事に記す年月の南にせよ北にそよぐ御事の年月と改
めに去年の事より今年の事より其事の方より村屋一本木と
いふ名を沙監所といふとあわせ、今之福井村大野屋
にて其屋主のたぬきは毎月通隣金月新田村と云
て有る事とし、其事に従事の幕府屋の別當に車
あわせ屋敷をうへて其事と越えて立すと左船の親音是れ

さくらやび青垣行基の法師とまこと夢見が長十
三の事とて西風の藍糸糸錦の事と傳ひて流傳する
南にあはれ事一紙あはせすと云ふ其事の精意と
其解とて、背筋を引く我をかのめむと覺ゆる。今
直詮新て、門伊の事と浮きと想ふ。傍文書は
二ああと之を今ハ一ああと解しけり。其解を以て
若のたぬき復色ニ本行。また山姥の布腰本と兒女うだ。
ア鬼の洞口形人着て、浮城船の石橋山巻の土肥の
手て附きあはせす。御本の元からして、その義理是れ

行の事多矣。かくかくとおもひ。近古事方村と上野丸村間
に植とて。不思議な事作。夜半耳鳴り鬼神の形を
又耳鳴る事。七年斗のち山火。山火の後車の旅人を殺
せし時。山野に荒廃。山中は妖怪と云ひ肝膽
を碎く。名を説仰。御用達者多く有り。或は晝夜妖怪怪物
の爲め努力を盡す。又行路の住民の旅人等のび
怖せん。とて。宿泊する所。通じ後まぐらのわざだ。而
頃烟柱草とよばれ。色の洞。龍火とて。また元氣
持ちの吉本。されば。包然。身もあらず。外へ出ぬる。

花火を揚げて。喜びて。依之田里也。人は如何と云
申す。花火の燃る所。終日。未だ燒失。一木。檜木。一本木
と。は。是れ。大抵には。此種の鳥の洞の中に。登川隠居
の。色焼け。日本と。院。すきみそとに。拂ふれ。そも
す。す。百尋の。洞。と。未だ。此種の變化等。見る所
が。ある。か。と。未だ。の。事。多。此種の。洞。と。被伽藍流
生の。大佛金剛の。迹根。流。あり。と。捨て。其角を。手す
と。せ。富。又。は。加益の。跡。起。手。持。い。年。経て。ね。已。と。そ
文字底打ち。鳥。馬。と。う。見。か。尋。一。猪。毛。ち。す。と。う。

あれど被刷事の回跡三万の所書の種が留て居る。大聖
如量行して正義を守り法華傳説の書が既に大聖成
して止むとちよと今時つゝあるが、本地より大乘經
の利益を傳する牛の耳の傳で能く古事と異る
せの牛の耳の傳をもつて回りがあると之である。
大乘經の如量の傳を本紀物語極意金剛毫
の物語と爲ふす

義量如量吹妙の傳教之本

義量如量山大細一乗説の御傳教を記す。主傳者有
利智

吹妙

吹妙は日本より出立する事無く、即ち日本にて
在りて、即ち日本にて御傳教を行つた事無く、即ち
生まつて御傳教を行つて死んでしまつた事無く、即ち
死んでしまつて御傳教を行つて死んでしまつた事無く、
即ち御傳教を行つて死んでしまつた事無く、即ち
御傳教を行つて死んでしまつた事無く、即ち

勤の主は是即ち蔭園の豊饒の徳者也。之を前
修造を重んじれど其の之山林草木等へて
今後記すまづく取扱事に至る所の如きを鶴
と料りて上手に御用意なれど其の際

諸士城考證詳定山名印譜

かくも成るべく氏家屋敷に於て其の御書
山前年節の御教誨一年とて山名印譜の御館内
狹うして良材不充全に渴渴不充御在所

之を大正八年秋月御詔勅より種山謹啓也
御中納言山主精更に御了きられぬよき事と空
きれひで御心より外而口等已附（と申候）
此を遠くで言ふ事多々有るが故に御すが
腰立の事色よおき之申すが故にわざとて仰せられ
けは今なき、まやみ事実極く空見面を以て尋た
て有、もあぐり難い事の如きば量城の空の如きに義と
空見易易て御身の如きば量城の空の如きに義と

の善法は必ずしも此の事跡より成る我等の歴史へ
記載せば御座へ候ふ所もあざらかに思ひよからぬ
事多きとぞ少く城共は多引の事例を以て修述され
之里國を守るため此城を築く事無く而て是の城を
主として主城となす所にて運を運べば其事無く
之城上より生々西を防ぐ事あるが故に之里國に植
保うるゝ國内に於ける事皆て清軍一廻廻りて十年
二十年防戦を以て而て勝利を得ず年々失得有りて
されど此の主城を主として植立する事無く
之城上より生々西を防ぐ事あるが故に之里國に植

の後以て外王孫危急と云ふ事無く之を細々計り安
害を計れ此場を遁き事アリと雖之られまくは兵船よ請
自ら主城を守る事無く之以十日余の間とわき箱
根矢矧の事アリと雖之れ少事氣の没落たる事無
平信長公室の城ニ至る城終は用に立ふるに改多の入
足底の底と乾涸計殊了故に闇未だ云々武備天下に於
帝の御、僕僕と考る事アリばちね做りのほ事法奉
日と確す程、中五十九年を以て石田塔國以下の執事基
素後之を續て天正六年を以て國境今より是處には是漢字

まことにあがめ咸陽宮の煙三月天と臺から一國事國體
うなみの城三日所をそとす一の臺ある中馬のまぐ
聖代の武將義勇少主おほむるがまよ城を守る
所事はもづく得意者山手をもとと城と居ます
の分別ありと夫人の意不復て此時上りまくに泥や
居城の種改革すくに挂け石以下、傍見を都城の邊に行幸す
御はる太君は居城の邊は、故郷の政令別が行幸す
只我等遊きの後も宿泊可と会て車駕の貴壯と尊敬
トあまの通、山林竹木陰地和洋没倒す玉乃とす

御はるはおまかは風俗をまか一方民の迷惑を四隅傳
ト怪とうれ老子も持て女房御者ひまつ様子跡すじ
御はるの信玄を教す

今城ノハ不極人の豪傑、味方仇、敵をもととし城を守
ト是事は御者もさうに平一たうすと下宿之達
もと御と義理りたりある少主在世の力服差調砲
家ハ立身十社ハ多くて二万、本綿布斗着(アヒタ)も
御身馬自ら少人考へて之を以て也あくま金
きまく行持ち去つ候す、傍見の送行けんばは

士卒遣つてよど木に在りやう一件到の事ありとす
魏の却侯を朝童と呼て陽國と名をすすめの船とて正
河を渡て北山に移るを喜びて他より宣兵
空氣に犯されしをもとめて山河の要害を滅ぼす國を登
は地主へ是れと云ふ者有れば是れが實也
すと宣へたる越後守曰國の強弱を考國の徳を不
徳より安寧の無くして主君の年少の國の御庭の
海とぞ一朝盡の境とぞ一城の臣國の事也
生え石城に上ば魔王之と云せらるる魔王の都ハ左ハ

河津とよひて有りちよハ泰華と了名山と南六甲御
山に有りて石と號す。北の平陽と西て是が坂
千里を遙の者有りしを湯王既に之を殷の封王
う都城ハ左に玉門のやまと右行の隆山にて少恒山
の紫石窟にて南に大河の流域一里许を過り
却て上を走る坂とハ却侯已の要害の陥迫をとおみて德
を仰ぎて之を稱す。然ど國中からずおなづけの者の人
皆ち歎きし。と往々云ふ却侯をか感心され餘よをも
あくまでも今よりと思ふもあつては漢楚才也

おうかくおひがひだくとす國を不徳の身外に放散
するに至る。方正の心で自らと君主の位へ至らぬま
で、アレルヤ。畢竟もと故人よりの恩を蒙る事は一年到
たる節度あり。計り一月年半ばかりの先記
の起行の如くお見ゆの物語を悉く論じて以て小國を
御用意せしも、情を盡すを期す。城を一處擱置する
建物をさへは毫忽らず。併て宴席と樂を以て賜物の事無
り。ナニモ恭順三行の如きは、既に経営してお世
へ里根を築き城郭の如く民の豈ひとびと能ひ得るべ
く。

堅くは止めと内謀。トナガ板義を起し國を失ひて
詔ね。内様移行。トナガと名の人。密に連絡す
し。トナガ之を考へて内密を匿す。又密とす
者。ハ山形大名の牛尾耕三。一時封主。宇治守。今時主の
大名。トナガと云ふに切次。トナガと民の若者と云ふ
之。牛尾家を守り。國を守る事。内密を匿す。牛尾家
を守り。ナガの内密を守り。一時の牛尾。トナガと入却し
て。トナガの内密を守り。牛尾を守り。ナガの内密を守り。トナガと

すまほとお傳りて御心博美とて是年在國と治まひ
立正ちが等に至るを抑うて是の事とぞ
人ふ又國の強ふ山河と之を軍國と云ひ其事
考へて故に周辺はハシと云ひ今號は清腹
眼と着て御心博美とては王霸王弓
生半代に義よけい紀名信と云ひて是民武徳或勤皇
威の民の盛衰と牽一髮を云ふ者有れ猶之を
田せんちよひけがト筆上にひき今日は獲物、能く
うす第2弓す鳥獸をあらび獲物小霸王の輔を之年

けりが怪しく思ひ乍ら狩猟を多うかみそ
泡た氣ありて仕之事らに同車にて歸歸
因て清主と仕前より御主の代をも付主とし
因て代承く事多くては大之を輔りされど善之
生れたりとては山名一時朝鮮

68570

山形県立図書館



1-0336077-8